

会議録

会議の名称	令和5年度第2回新城市市民自治会議
開催日時	令和5年8月4日（金） 午後6時30分から午後8時20分まで
開催場所	新城市役所本庁舎4階会議室
会議の次第	1 あいさつ 2 議題 （1）市民参加調査結果に関する意見交換について （2）新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会に関する課題の洗い出しについて 3 その他
出席委員	鈴木誠会長、前澤このみ副会長、瀧下一美委員、滝川多嘉子委員、清水良文委員、前沢美津男委員、丸山幸治委員、加藤稜唯委員
欠席委員	大中範久委員

1 あいさつ

会長から簡単なあいさつがされた。

2 議題

(1) 市民参加調査結果に関する意見交換について

《事務局説明》

市民参加調査結果に関する委員の御意見についてということで、前回の会議で、市民参加調査を実施することに至った経緯やその結果について御説明し、その調査結果についてもお示ししました。

もう一度調査の対象となっている事業についてのみ説明させていただきます。新城市市民参加手続きガイドラインにおきましては、市民参加を取り入れなければならない実施予定事業等については、6項目に該当する事業と定めております。

①市の基本的な政策を定める計画等の策定又は改定、②市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃、③広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす条例の制定又は改廃、制度の導入又は改廃、④市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃、⑤大規模な公共施設の設置に関わる基本計画等の策定及び運営に関する方針の決定又は変更、⑥その他市民参加により、より効果的に政策等を進めることができるもの。というこの6項目に該当する事業について、市民参加を取り入れなければならないということにしております。

本日は、この調査結果について、今後、市が市民参加機会の確保を検討する上で参考となる御意見をいただければと思います。

事前に照会させていただいております。4名の委員から事前に御意見をいただいております。後ほど各委員さんから御説明をいただきたいと思いますが、私の方からも簡単に御紹介をさせていただきます。資料としましては、市民参加調査結果への意見まとめというものを御覧ください。

市民参加ありとした59事業につきまして、〇〇委員からは、市長が行くふれあいトーク・地域意見交換会、スマートインターチェンジ周辺地域振興策の策定の2事業、〇〇委員からは、バス路線の見直し、こども園再編整備計画策定事業の2事業、〇〇委員からは、市民自治会議や市長が行くふれあいトーク等、たくさんの御意見をいただいております。

それから、市民参加なしとした6事業につきましては、〇〇委員からは、新城市債権管理計画等5事業、〇〇委員からは、新城市過疎地域持続的発展計画等5事業。それから、今回の調査で回答がなかった事業についての意見としましては、〇〇委員より、新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会実行委員会について御意見いただいております。ただ、この事業につきましては、今年度実施するものではありませんので、今回の調査対象とはなっておりません。

それから4番目、市民参加調査全般についての御意見ということで、〇〇委員より二

つ、〇〇委員から一つ御意見をいただいております。〇〇委員の御意見の中で、市民の定義ということがございます。市民の定義については、自治基本条例上の市民には、市内に住所を有する者以外に、市内で働く人、学ぶ人、公益活動をする団体を含むこととなっていますが、〇〇委員は、市民としての意見を聞く場合は、市民個人の意見でなければならず、職務として、代表として会議等に出ている人は、職責で意見を言うことしかできず、市民参加でいうところの市民としての意見を聞くことはできないという御意見だと思えます。

これにつきまして、市としましては、自治基本条例上の市民を対象としております。自治基本条例上の市民目線で、あらゆる角度から多様な意見を聞くため委嘱をしております。公募で参加していても、各種団体を代表していても、その委員の経験や置かれた立場に基づく意見を求めております。こういったことから、今後もこの市民参加調査の対象としていきたいと考えております。

また、〇〇委員の御意見につきましては、今回の調査対象の捉え方が、担当課によってまちまちであったことが原因であると思えます。ここに挙がっております都市計画課や環境政策課からも、全然問い合わせがなかったわけではなく、問い合わせがあった上で、今回ちょっと漏れてしまったということでございますので、これにつきましては、事務局側の反省点として、次回の調査では改善をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局において、本日いただいた御意見をまとめさせていただきまして、提言書の案を作成していきたいということで考えております。

よろしくお願いいたします。

《質疑応答・意見交換》

会 長	<p>それでは、お手元の方に用意された「市民参加調査結果への意見まとめ（事前提出分）」という資料をもとにして、今から御意見をここで確認し合っていきたいと思えます。</p> <p>それで、事前に出された意見について、今から意見を出していただいた皆さんから紹介をしていただこうと思っております。数が様々ありますので、ここを読めばわかろうというものについては省略していただいて結構です。主に皆さんに口頭で特に紹介したいというところを選んでいただけると、進行上非常にありがたいので、御配慮いただきたいと思えます。</p> <p>それで、事前に提出していただけてない委員の御意見については、今月末、8月末までに、事務局の方に、できれば一つでも二つでも御意見を寄せていただけるとありがたいです。</p> <p>というのは、この市民自治会議の委員の意見を整理し、一覧にして、また皆さんに御確認いただきたいという風に思いますし、何よりも、この趣旨は、今回の調査結果について各委員はどう受け止めますかっていうこと</p>
-----	---

	<p>についての意見聴取等ですから、決して何か決め事をするわけではないということです。また、あくまでも御自身の経験に基づいて今回の調査結果についての受け止め方を表明していただくのが目的なので、どんな意見でも結構です。今回事前に出されなかった方についても、御事情があったということを知っていますので、8月末までにお出しいただけるように御協力をお願いしたい、そんなことでよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、今日御用意いただいたこの意見について、今日出されていない方にも参考になる意見ですから、早速紹介をしていただこうかなと思います。できれば、お一人3分から5分以内で紹介いただけるとありがたいので、そういうことで御了解いただきたいと思います。では、〇〇委員からよろしくをお願いします。</p>
委員	<p>そんなに深く考えないでこの意見出したんですけど、市長ふれあいトークと地域意見交換会、この二つの事業概要が非常に似てるので、なんでこれを二つに分けたのかっていうのがちょっと疑問でありまして。一緒にしたらなんか不都合が出るのかと思ったもんですから。</p>
委員	<p>私が出させていただいたのは、こども園再編、バス路線の見直しなんですけど、私は町の中に住んでるのでバス路線とかっていうのはあまりテーマとして取り上げてもどうかと思ったんですけど、見直しに向けて順番に進めていく上で、こういうことって大事なんだなっていうのはよくわかったので、まずとりあえずここはいいなと思って書かせていただきました。</p> <p>それと、こども園再編について。前年度もありましたけど、給食センターのいろんな意見がある中で、パブリックコメントを求められる。で、大きく世論が揺らぐというか、そういうがあるので、必ずしも全体じゃなくてもいいのかなっていう。その地域の中での、市民参加というか。</p> <p>そこを大きく逸脱して、逸脱っていうとちょっと間違ってると思うんですけど、お金使いすぎとかなんとかっていう反対の人たちよりも、地域の人たちの暮らしを優先してほしいというのがあったので、ちょっとずれてるかもしれませんが、そういう思いで書かせていただきました。</p>
委員	<p>総括でお答えをいただいたので、よろしいです。ただ、蛇足ですね、職員も市民参加というか、市民に寄り添うという姿勢は大事だと思ってるんですね。そういうようなことを蛇足で書きました。色々忙しい職務もありますし、職務で関わるのか、私的で関わるのかっていうのはあるんですけども、双方が寄りそうことが大事じゃないかなということで書かせていただきました。</p>
委員	<p>結構時間がかかりまして、ホームページでいろんな計画だとかそういうのもよく見ながら一応書かせていただきました。私個人だけの考え方です</p>

ので、どうなるかはわかりませんが、よろしくお願いします。

まず市民自治会議ですが、いわゆる各種団体っていうのは、例えばここに書いてあるように、代表区長会、地域協議会、若者議会、女性議会っていうのは、これは市の組織じゃないのかってことですね。団体でなくて。そこらのところが私はちょっと疑問なんだけど。地域協議会と書いてあるけども、私は地域協議会全体から選ばれたわけじゃない、ただ経験があるよっていうだけです。ですから、代表とかそういう風にかかれると、非常に問題がある。

そういう風に、市民の参加っていうのはどういうものかというのが、1番最後に私は書いてあるんですが、そこらのところが大きいなと思ってます。

それから、会議日数はちょっと足りないと思っております。実質会議が3回しかないですね。去年もそうでしたけど。だからもうちょっと増やせないのかな。そんなにたくさん増やさなくてもいいので、1回とか2回とか、そうやって十分な議論ができるかなと私は思っております。もしそれができないなら、第1回からこういう会議にしていきたい。ただあいさつしてなんか喋って終わるんだっていうのは手当がもったいない。あれでは手当をもらう資格はないと思います。

それから、市長が行くふれあいトーク。市民参加って書いてあるけど、各市民が手を挙げてやるっていうことですね。手を挙げることはなかなか難しいです。本来は、声なき声を聞くには市長が出かけるしかないじゃないか。地域意見交換会でも発言する人は大体決まってるんですよ、どこでも。そうすると、全く気の小さい人は意見を言うなってことはありえないんです。話を聞いて帰るだけだと全然意見交換にはならない。それから、最初からテーマが決められると、何か言おうとしても手を挙げられないんです。そこらのところをちょっと考えてほしいなと思います。

それから、まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂。これ、ものすごくたくさんの資料なんですよ。一遍私打ち出しましたけど大変難しい。よくわからない。じゃあ、今のこの計画の形に十分な議論、討論がされておるのかというところですね。あれだけの資料を全部見て、目を通して自分なりに理解することはなかなか難しい。その意味において、本当にその会議等が意味をなしてるのか。

それから、新都市総合計画進捗管理。審議会条例第4条から見ても、ちょっと私では判断ができませんよ。委員は全て職指定です。誰も一般的な市民はいないんですよ。このような項目がたくさんあります。ですので、そういった機関や関係団体の人たちが来て、一般市民はほとんどいない。そんなんで、市民参加と言えるのか。

それから代表区長会。代表区長会は私も1年いました。そのときは代表区長から問題を提起されたことはほとんどない。市からの連絡事項を伝えて終わりです。年4回ですが、実質的には年2回しかやってない。だから、これも私は市民不参加じゃないなと思うんですよね。

それから、つながる地域と若者の輪事業。これが自治区予算上、どこの自治区でどういう風にして関連しておるのかっていうのはわからない。私でもわからない。

あと、市民まちづくり集会。自治基本条例では、議会も主催できますって書いてありますが、本来の予算事業の執行権は市長にありますので、それはどのように判断されるのか。

それから、男女共同参画審議会。これは国の制度から来てるんですが、具体的にはどういようなことなのか。わかりませんので、教えていただきたいなと思っております。

それから、地域協議会については、人数と会議の回数については、それぞれの事情がありますので言いませんが。問題は、自治区予算の決定っていうんですかね。自治区予算の決定は、案を決定するのはいいと思いますが、事業を決定することはできないと思うんですよね、実際は。あとは、書いてあることの中で、地域予算事業計画素案を策定し、地域協議会で結果を決定するっていうのが、素案を決定するのか、事業をそのまま決定するっていうことなのか。それはどうなんでしょうね。私は、決定権限は市役所にあると思ってるんですが、いかがでしょうか。

それから、地域活動交付金ですが、地活動交付金の審査を地域協議会にやらせてる。これは、委員の方がわかっているからっていうような話だったんだけど、本来、審査というのは行政判断ですので、諮問組織ができることではない。ですので、地域活動交付金等審査は、自治振興事務所がやるべきだと私は思います。いわゆる自治法上の附属機関では、行政判断はできないわけですので、そこら辺のところを私はそう思います。

地域福祉計画策定推進会議。これも公的機関や事業者等が主です。その実行委員会、1番最初は毎月やるよって議事録に書いてありました。それが今、毎月ではないのですが、どのようにして変更されたのでしょうか。

それから、新城市森林整備計画の策定・変更。これ一遍ちょっと見ました。新城市有林の位置ですね。一般の方がこの一部を見てもなんなのか、どこの山なのかっていうのはわからないと思うんですよね。そこら辺のところ、地図に例えば市有林とか書かれるといいのかなと。

それから湯谷温泉審議会。基本的に会議回数が1回で何が検討できるんですか。意味がわからないですね。2時間ばかりで1回で集まって終わり

	<p>ですよね。</p> <p>それから新城市観光基本計画推進委員会。市民参加の実施時期が未定とあるので、なんでガイドラインに掲載されたのかわかりません</p> <p>それからスマートインターチェンジ周辺地域振興策の策定。ホームページに載ってる図面がとても小さくて見えないです。判断ができない。担当窓口に、専門の人が500分の1の図面を供覧できるような形にしといてくれば。見させていただいたけど、あれでは一般の方はわからないと思います。それから周辺とはどこまでの範囲を想定しているのでしょうか。</p> <p>それから、新城市市民病院経営強化プランの策定。有識者として代表区長が記載されていますが。代表区長は1年ごとに変わるんですが、どうして有識者と言えるのか。そこらの根拠はどうなってるのでしょうかね。</p> <p>それから、市民参加なしについて、1から5は私もこれは必要ないと思います。</p> <p>それから、新城市過疎地域特的发展計画。大体、過疎地域とはどこなのかというところが一般の方はわからないと思います。そこらの説明はどうなってるのか。意見を言うまでもなくて、全然わからない。</p> <p>それから、新城市辺地に係る総合整備計画。これも、辺地とはどこの区域なのか一般の方はわかりません。</p> <p>山村振興地域。これも同じですね。</p> <p>このやらない、必要ないという理由ならば、他のところも全部ガイドラインに沿ってやらなくてもいい事業ばかりですよ。このような理由で市民参加は必要ございませんって言うんだったら、全ての市民参加はいらないうことですね。ガイドラインに該当しないってことですね。</p>
会 長	<p>そろそろ時間も過ぎてるので、できればあと一つぐらい選んで紹介していただけると助かります。</p>
委 員	<p>森づくり会議で、条例第3条及び第4条において、森づくり会議委員の組織構成及び対象者を規定していることから、市民参加参加の手続きは行わないと書いてありまして。ですので、他のところも全て職指定でやっておるんですよ。そうすると、今まで見てきたいろんな職指定している人たちの会議、同じことになっちゃうんですよ。</p>
会 長	<p>それでは、まだ全般のところもあって、これ先ほど市が回答した部分でもありますけども、皆さんにこうやって出していただいた意見については、ぜひ目を通しといていただければと思います。それで今回、もし内容について確認してきて、御意見があれば今日ここで御議論いただいて、なければ、先ほどの8月30日までにお寄せいただけるとありがたいという形でいきたいと思いますので、よろしいでしょうか。</p>

	<p>それでは、〇〇さん。もし、この市民参加調査についてお気づきのところとかありましたら、御紹介いただければと思いますが、いかがでしょうか。質問じゃなくて、意見で結構です。</p>
委員	<p>まだ十分に読み込めてないので、8月の期限までに意見を提出したいと思います。</p>
委員	<p>私の方は、これは伝わりにくいかんと思って事前の文書は提出させていただかなかったので、今日このまま説明させていただいて、提出としていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。</p> <p>まず、「有」の1と2。こちら、いわゆる事業内容自体が市民参加をするという事業になっておりますので、その事業をもって市民参加手続きとイコールにすることに違和感をすごく感じます。言ってしまうと、例えばこの市長ふれあいトーク自体が行政活動であって、で、それを行うにあたっては、じゃあふれあいトークをもっと地域の方に使ってもらうにはどうしたらいいかっていう意見を聞くのが、ここにおける市民参加なのかなという風に思いますので、事業内容と参加手続きの方法がイコールになってるってところが、少し違和感が強いなと思いました。</p> <p>もう1個、答申のある事業全般に言えることなんですけれども、答申自体を市民参加の手続きとすることは、今さっき言ったようにガイドラインの趣旨とズレてるのではないかなと。なので、答申っていうものに対してどう思いますか。っていう市民参加の手続きというのがいいんですけれども、事業内容と参加の方法がイコールになるってところで、問題があるんじゃないかなという風に感じております。</p>
委員	<p>このガイドラインができる1番最初のきっかけが、学校給食共同調理場の話だったんですね。それから色んな話合いがされた結果としてこういうものができた。で、今回ここにこういう形で、実際にそれがガイドラインに沿っていくとしたらというのが、私たちは報告を受けたわけなんですけど。ずっと見ていくと、この中に教育委員会が全然入ってないんだなと思って。そういう事業がないのかなと思いながら。きっかけがそうだったが故に余計に疑問を持って。ひょっとすると、今回はこういう形で出てこなかったんだけど、またなんかあるのかしらという疑問はちょっとありながら見ました。</p> <p>特に今ここで具体的に、この事業、何番目の事業についてということは申しません。今月末までに出したいと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。第1回目のときに、まず資料を配っていただきました。今回、様式2-1に基づいてたくさんの意見が出されたわけですが、おそらくこの内容について、特に関心のあるものについては、</p>

	<p>多分この資料だけではなかなか意見がまとめづらい部分もあるだろうなと思います。そこについては、今回、担当課が非常に偏ってる部分もあるんですけども、その担当課の方に一度内容については確認をしていただいて、それから御意見をまとめ上げていただいてもいいかなという風に、これ実際に読んでみると思います。</p> <p>ですので、特に今回意見をまだ出されてない方は、8月の末までに、もう一度御自身の意見をまとめていただくことをぜひお願いをしたいと思います。</p> <p>それでは、この市民参加の調査結果。これは昨年の事柄があって、それで、市の各課の状況について確認をして、そして、内容についてこの市民自治会議に紹介をし、そして意見をいただくということになってます。そういう手順でやってきましたけども、意見をいただくにしても、少し内容が分かりにくい部分もあるので、今そのような意見をさせていただきましたので、確認というところでは、事務局の方に確認をしていただければと思います。</p>
--	---

(2) 新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会に関する課題の洗い出しについて

《事務局説明》

<p>新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会に関する課題の洗い出しについて御説明をさせていただきます。</p> <p>前回、委員の皆さんから要望がありました、公開政策討論会に関する過去の市民自治会議、実行委員会の会議録を資料として配布しております。ただし、この資料ですけども、会議録を全て出しますと膨大な量になってしまいますので、各会議ごとに要点をピックアップしたものとなっておりますので、御了承いただきたいと思います。</p> <p>それから、前回お示しした資料と、今回配布した資料、YouTube等によりまして、令和3年度の公開政策討論会について御確認いただきまして、課題や御意見を整理していただくこととなっております。また、前回示された実行委員会からの課題に、事務局からの課題を加えて、条例改正が必要なもの、規則・要領の改正が必要なもの、実行委員会検討案件及び事務局検討案件といった形に分けて、課題を整理した資料を本日配布しております。</p> <p>この一覧に、本日皆さんからいただく御意見・課題等をさらに追加しまして、次回から課題に対する対応などについて御意見をいただこうと考えております。</p> <p>新城市市長立候補予定者公開政策討論会条例の第12条に、「市長は、必要があるときは、市民自治会議に諮り条例の見直しをしなければならない。」とされております。このことから、令和6年度後半に実行委員を募集しまして、実行委員会を始動しようと考えておりますので、条例改正が必要な場合は、令和6年の6月または9月の議会に上</p>
--

程する必要がございます。そのために、たくさんある課題の中でも、まずは、市民自治会議におきましては、条例改正に関わる部分、こちらについて御意見をいただきたいと考えております。

今回の会議におきましては、さらにポイントを絞って議論していただこうと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、最後ですけれども、〇〇委員より事前に御意見をいただきました。資料として提出されたもので、会長と副会長の許可を得ましたので、皆さんに本日配布させていただいております。御確認をお願いいたします。

《質疑応答・意見交換》

会 長	確認になりますけれども、今日これから皆さんから意見をいただくのは、今日の資料の条例改正関係に絞っていいということによろしいですか。
事務局	そこに絞らず、全てに関して御意見いただければと思います。
会 長	<p>随分範囲が広いということになりますので、皆さんよろしいでしょうか。前回の実行委員会からの課題に、事務局の考える課題を加えて、条例改正が必要なもの、さらには規則・要領の改正、その他に分けて、検討のポイントを加えたものが資料として今回用意されたということでした。</p> <p>今日は、委員の皆さんが確認していただいた課題を意見としていただきたいということです。</p> <p>確認ですけれども、第3回目以降になると、この課題に対して、対応策などを議論していくということですので、今日のところは、あくまでも課題の洗い出しという風に言われたように、皆さんが課題と思うことを、限られた時間の中で出し合っていくという風にしていきたいと思います。そういう形で進めていきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、まず委員の皆さんが整理していただいている課題について順番に御意見いただいきたいと思いますが、その前に、今回資料という形で事前に御意見を出していただいた〇〇委員から、内容を3分程度で御紹介いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
委 員	<p>それでは説明をさせていただきます。第4条の規定について、前回の令和3年度の選挙のときには、市民自治会議から市長に答申するという形で出されたんですね。本来は、ここで市長は諮問するっていう規定がないとおかしいんですね。だけど、市民自治会議条例によれば、市民自治会議は市長の諮問に答えることが仕事になると思いますので、わざわざ市民自治会議に諮問することを二つの条例で記載する必要は何もないじゃないか。いわゆる、政策討論会についても、市議自治会議条例にある諮問の範疇と考えれば、なくてもいいと私は思います。</p>

	<p>それから第6条、開催日等の決定及び公表。開催予定日と開催日と色々あるんですが、本来、政策討論会の開催日は、実行委員会等が始まる頃には全て事務局と一緒に調整かけて、文化会館やそういうところにも予定が入っちゃってますよね。改めて開催予定日と開催日と分ける必要があるのかっていうことですね。文化会館等の予定を変更するなんてことはまず難しい。普通は、選挙間近になってからの予定、日にちですので、よっぽどのがないと文化会館はそのまま日にちを抑えてしまいますので、変更などということはずまずあり得ない。だから、そこらのところ、開催予定日ではなくて、開催日として、変更があった場合には、改めて公表をするという風な形でいいのではないかと思いますね。というか、令和3年度は開催日を変更するなんていうようなことは一切話はありませんでしたので、考えもしなかったです。</p> <p>それから第11条。市長が突然かけた場合ですが、30日を10日とするとあります。50日目が土曜日とすると、投票日はその前の日曜日で、その前の7日間が選挙期間中になります。そうすると、50日のうち14日は消えてしまいます。ですので、もう1度きちんとタイトなスケジュールを検討する必要があるんじゃないかなと思います</p> <p>それから、これは実行委員会の規定ですが、今回規則は関係ないと書いてありますが、規則の第5条に委員会の規定があって、委員会を設置する規定が第7条に規定されてるわけですよ。本来、それは反対でないともまずいんですよ。先に実行委員会の設置の規定がなければ、本来、条例施行規則の第5条が生きてこないわけですので。どこで規定をするかというところ、条例で規定されるところがあれば、そちらで規定するのか。それとも、条例施行規則を全部見直すのかはちょっと判断してもらいたいなと思います。私としては以上ですが、条例とは関係なしに、実行委員会に関する規定を施行規則や取扱要領で綺麗にまとめてくれると、実行委員会に入る人がわかりやすいのかなと思って書きましたので、よろしくをお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。それでは、今回は全ての公開政策討論会に関わる条例・規則、その他に分けて資料を用意されましたけども、全て意見の対象となりますので、どこからでも結構ですので、意見を述べていただきたいと思います。ちなみに、今ここにスライドが出てるけども、これ何か関係ありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、お手元の方にも同じ資料を本日お配りしております。A3の資料ですけども、市長が欠けた場合の公開政策討論会スケジュールということで、〇〇委員からこういった御意見もいただいておりますし、そもそもこういったものを作る必要があると事務局でも思っていましたので、一旦作</p>

	<p>ってみました、</p> <p>資料の上部ですけども、欠けたときが日曜から土曜のパターンですね。そこから50日以内に選挙をしないといけないということで、大体見ていただいているとおり、黄色の部分の日曜日に選挙が行われることが多いということで、8週目に当たる43日目から49日目の間で選挙が行われるということになるかと思います。そこから1週間が告示ということになりますので、〇〇委員がおっしゃるお話としては、土曜日とおっしゃいましたけれども、おそらく日曜日の方が短くなってしまう可能性が高いと思います。ですので、正味36日から42日の間で公開政策討論会を実施しないといけないというようなスケジュールになるかと思います。</p> <p>その上で、主に実施しないといけないものを黒丸で入れているというような資料となっております。この他にも、当然、実行委員会が何回開けるかとか、実行委員会でどんなことを決めなきゃいけないのかといった詳細のところも詰めていかないといけないと思いますので、こういったスケジュールをしっかりと作って、こういうことはない方がいいんですけども、そういった場合に備えていきたい、そういった資料でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>丁寧ありがとうございます。懐かしいなとかですかね、以前市民自治会議で検討しているときも、ここまで精緻なものではないけれども、作ったんですよね。それで、色々これ事務局の中で、私も参加して作ったんですけど、これ皆さんで共有すると非常に分かりやすいものになります。今日初めて御覧になったと思いますので、1度この1番上の欠けたところというところ、そして特に1番下の討論会の日程。この辺りを特に意識して立候補予定者の討論会というところ、この辺りを合わせて御検討いただければと思います。</p> <p>それでは、また皆さんの方にマイクを向けたいと思いますので、お気づきの点、どこでも結構ですので御発言いただいて、まずは一巡して、さらに追加で意見があれば、限られた時間の中ですけども、意見をいただくようにしたいと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>事前にこの条例改正関係っていうのに焦点を当てて見てきました。実際、一昨年度やられた実行委員会の人たち、いろんな苦労があったと思います。そういったところから、こういう風なまとめが出てきたと思うんですね。</p> <p>特に、実行委員会のあり方っていうのが問われてるというか。実行委員会自体を年度が始まってから組織するとなると、やっぱり実際にはタイトなスケジュールにならざるを得ないということが言われてるんじゃないかなと思うんですね。任期が1年と規則上なってることもあるので、例えばこれを2年にするとか。そういうことは必要なんじゃないかなと私は思い</p>

	<p>ました。</p> <p>ただ、立候補予定者の推薦委員。これについては、その年度の途中でないと無理だと思うので、市民委員とか学識経験者の方は、前々から準備できるように、実行委員の任期を2年ぐらいにするっていう手はあるかなとも思いました。</p> <p>それと、実行委員の中に、市民と学識経験者とあるんですけど、外部の人も入れてもいいんじゃないかなと私は思っています。公平性が保たれるかどうかという議論があつたりなんかしまして、市民も結局は投票者で、どっちかに投票するわけですよ。だから、投票できない人も委員に入ってもいいんじゃないかと思っています。</p> <p>それと、その下の参加申出者が一人の場合、これも悩ましいと思いますが、意識を高めるために実施した方がいいと私は思うんですね。</p> <p>あと、参加申出期限については、この検討内容の中に締め切りを2週間前と書いてありますが、これでいいんじゃないかと思いました。</p> <p>それと、裏側。討論会の運営方法の中に、参加申出書に政策を記載することになっているが、削除していいんじゃないかということなんです、これはマニフェストでいいんじゃないかとちょっと思いました。</p> <p>委員の人数はこれが適当かどうかわかりません。</p> <p>実行委員の公募の資格は、さっき言いました市外委員を加えたらどうだろうというところでもあります。</p> <p>あと、4番の実行委員の申し込み書様式で、1,000字以内をやめたらどうか。これは、1,000字が適当かどうかわかりませんが、字数制限はあってもいいんじゃないかと思っています。</p> <p>あと、市民自治会議との関わりですね。市民自治会議がどういう風に関わるかという話になってくると、本当に市民自治会議自体が、それだけの機能があるのかどうかという風になると、そこら辺は最初に推薦審査委員会を市民自治会議の中で決めておいて、そこからここに承認していますが、これを報告とするという風にすればいいんじゃないかと思いました。</p>
委員	<p>条例そのものについてなんですけど、変える必要があるのかなとか、いじる必要があるのかなという風に僕は思っています。もちろん、制度とかその運営の仕方っていうのはそっちに合わせていくこと。よく言う「条例は憲法」とあるように、そう簡単に変えていいのかなと僕は思いました。なので、どこがいいとか悪いとかっていうことでは、今のところないです</p>
委員	<p>私の方から2点ですけども、まず1点目が、前は、実行委員会の審査をするメンバーの中に入っておりました。で、やっぱりこれが条例改正どうのこうのとは思わないんですけども、審査のしようがないっちゃんいん</p>

委員	<p>公開討論会についてですけど、私は行ったこともありませんし、討論の内容も聞いたことがありません。それは、選挙そのものに関心がなかったからです。課題は何かということも、考えてみたこともありませんでした。今この立場になって、そうもいかないかと反省しております。</p>
会長	<p>おそらく多くの市民の意見を代弁したようなところになるかもしれませんね。</p>
委員	<p>私も選挙のことも法律のこともあまり詳しいとは言えないので、具体的にどうって言うのは言えないんですけど、実行委員の方がすごい一生懸命、前回のときに運営されて出てきた意見だと思うので、スムーズにできるように、もし法律とか公平性とか、そういうところをクリアできるのであれば、実行委員の方が動きやすいような方向に変えていく必要があるれば、変えていったらいいんじゃないかなと思いました。</p>
委員	<p>もうほとんど皆さんがおっしゃったことに共通することだと思えますが、やっぱりこの前の実行委員会の報告を見たときに、色々動きづらいことがあった。あるいは時間的にとても大変なことがあったっていうのが出てきているので、討論会をするために実行委員会を組織するってことをすると、やっぱり無理なことが出てくるのかなっていうような気がしたこと。</p> <p>それから、さっき見せてもらった、もしも市長が欠けたときにどうするんだっていうのを見ると、実行委員会は今、多分その年だけの任期でやってると思うんですが、そここのところを検討する必要はあると思う。別に四年の任期じゃなくてもいいかなとは思いますが、その辺のあり方を考えていかないと、すごい無理を強いる。無理なことをしてもらってやり続けるっていうのはとても難しいことだと思うので、なるべく動きが取りやすい仕組みを考えていって、実際に実施してもらって続けていけるという方法を考えていきたいなと思います。</p>
会長	<p>条例改正の必要性っていうのはどうですか。</p>
委員	<p>どこに書き込むかっていうことなんだろうなと思うんですよね。ちょっと悩みます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。じゃあ、私も少しだけコメントさせていただくと、前回の公開政策討論会の条例の策定にまずは非常に集中して、そしてそれを実際に運用するということに向かっていった経験からすると、その前のJCの主導による公開政策討論会の経験に、多分に実行委員会のあり方が依存したという風実感を持っています。</p> <p>つまり、公開政策討論会の実行委員会のイメージが、この条例の下でまだイメージできていなかったというのが正直なところなんです。ですので、新</p>

城でJ C主導で行った、前の公開政策討論会の実行委員会のやり方。これ
を一つ一つチェックをしていって、そして実際にできるかどうか、そして、
どういう構成にすべきかということとかですね。そこを非常に重視をして
いったということで、多分に新城のJ Cによる実行委員会の経験と、そこ
での蓄積と反省点を踏まえて、実行委員会を立てたというところが本音の
ところでした。

ですから、今回は、前回のこの条例に基づく実行委員会の委員長さんの
コメントを改めて振り返って、全体を見ながら、特に先ほど事務局も言っ
ていただいたように、公開政策討論会条例第12条、そこに関わって、条
例改正について、ここで必要なものは議論するということに持っていく
必要があるかなという風には思っています。で、その辺をこれからちょっと
整理をしていきたいと思っていますところですよ。

今日の資料との関係でいうと、実はこの条例改正について、参加申出者
が一人の場合の運営の仕方というところについて、実はこれが1番現実に
起こりうるところかなという風に考えてました。その場合に、前回の実
行委員会の資料を振り返っていったときに、結論としては、公開政策討論
会をやらなくてもいいのではないかというような意見が非常に多かったよ
うに思いました。それは、実行委員会の意見なのか、それとも前回ここで
紹介をいただいた、実行委員長さんの御意見なのか。その辺がちょっとわ
からなかったんですけども、そういう御意見をいただきました。

それについて、私は、あのときもそうだし今もそうですけども、行うべ
きではないかという風に言った記憶がありました。

前回の資料をずっと見ている中で、こういう御意見があったんですね。
参加者が1陣営だった場合の開催について検討を要するという意見があっ
て、公開政策討論会条例においては、知る権利の下に、立候補予定者が一
人であっても討論会を開催することになると。しかし、一人の立候補
予定者に対して討論会を開催した後で、新たな立候補の表明があった場合
には、市主催で税金を使って自身の政策を広く市民に伝えられた候補者と、
それができなかった候補者が生まれてしまうということが起こりうるの
で、選挙の公正性を確保できないという点が非常に心配されるということ
も言われていますね。これは公開政策討論会の募集時期に一人しか出なくて、
後で自分も出たいってということがあった場合ということなんですけど。そ
ういう場合にどうだろうかという御意見が前回のときに出されたんですよ。

この辺については、私はこの公開政策討論会の実行委員会が、選挙の公
正公平に言及する必要はないという風に考えたんですね。つまり、立候補

する人は、まだ正式に選挙に出るというよりも、選挙に立候補する予定者であって、そして、自分の政治的な主張というものを皆さんに知ってもらおう。つまり、市民に広く知ってもらおうということが目的なので、したがって、お金の出所がどうであったとしても、選挙の公正公平ということに、選挙につなげる必要はないという風に考えたんですね。ですので、そもそも立候補の予定であるという人の政治姿勢ですから、そういう点では、この自治基本条例を見ていくと、第14条。これは参加の仕組が記されているところなんです。ここを見ていくと、まず14条そのものには、「市は、市政に関する計画や政策に、政策を策定する段階から市民の参加を促進する」と書いてあるし、そして、「市は、市民の多様な参加の機会を設ける」という大きな目標を掲げている。そして、公開政策討論会に関わっては、第14条の2のところ、「市長は、公の選挙のうち市長選挙にあたっては、候補者のなろうとするものが掲げる市政に関する政策及びこれを実現するための方策を、市民が広く聞く機会として、この討論会を開催するものである」という風に言ってるだけのことなんです。

ですから、選挙の公平公正というところまでいってしまうと、これは公職選挙法との関わりが出てきてしまうので、そこにむしろ発言してはまずいという風に思ったんですね。あくまでも、この自治基本条例の第14条、とりわけ14条の2に即して、粛々と公開政策討論会はやればよいという風に思って聞いていました。その辺り、実行委員会については、やはり、公開政策討論会を首尾良く行っていくということに、あまり駆け足になりすぎないで、前のめりにならないで、やはり自治基本条例にしっかりと即して取り組むということが、すごく大事だという風に思いました。元々の根拠法っていうのはここにあるので、そこにやはり立ち戻っていただかなきゃいけないけども、しかし現実には、実行委員会は、非常に意欲を持って市民の皆さんに広く立候補予定者の意見を届けようということに全力を注いでくれるので、我々この市民自治会議がそのところをしっかりと見て、そして、運営の仕方とかをしっかりとサポートしていくということが大事ということです。

そのあたり、議論をしていく審議の機関であるこの市民自治会議と、それから執行の機関になっていく実行委員会の役割を丁寧に整理をしておかないと、混乱するとまずい。だから、我々は執行機関となる実行委員会の進め方について、よく話を聞かせてもらいながら、問題点があれば協議をして、そして、情報提供をしていくと。そういうことに徹していくことが大事かなという風に、前回の委員長さんの話を振り返っていく中で感じておりました。

	<p>ほんの一部に過ぎませんが、そういうことを感じたというところ です。</p> <p>他の委員の皆さん、まだ追加で御意見があったらお願いしたい。</p>
委員	<p>ちょっと確認をしたくてですね。この市民の定義は自治基本条例でいう市民の定義でいいという風に解釈していいのかっていうことですね。つまり、選挙になると、実を言うと市外委員には外国人も含めるんですけど、選挙権がないですね。ここに書いてある市民っていうのは、そういう人たちは除外しないということで解釈していいという風に思うんですが、それでいいんでしょうか。</p>
会長	<p>そこについては、実はこの条例を制定するための検討会、つまり市民自治会議でやはり議論をしまして、つまり、選挙そのものを扱っていくわけじゃなくて、選挙に立候補しようとする予定者が、いかなる政治的な考えを持って、まちをどう良くしていこうかっていうことを言っているのであって、その意見を聞いたりとか、それからお手伝いをしたりとか、その部分においては、住民ではなくても全く構わないっていう意見でしたよね。</p> <p>ですから、ここで言う市民という場合に、何をやらしてもらおうかによるんですけども、立候補を予定する者でなくて、意見を聞いたりとか、それから発言をしたりというところは、住民でなくても構わないということでしたよね。そういう確認をしています。</p>
委員	<p>はい。で、さっき私が市外委員っていう話をしたんですけど、混同するんですね。ですので、そこらあたりを、例えば実行委員会の公募をして選定するとき、それでもいいんだということを言ってるのかどうかわかりませんが、そこら辺が担保と言っちゃいけないかな。どうしても市民の定義が両方あるので、混同すると思うんですね。このあたりをなんとかしないといけないなど。まちづくりでいう市民っていうのは、このまちに関わる全ての人たちを言うと思うんですね。そういうことが浸透していくことが大事かなとは思うので。ただ、この矛盾。公職選挙法にいう住民。要する選挙権がある、ない。そのねじれがあるんですね。こういうことも知っておく必要があるんじゃないかなと思っていました。</p>
会長	<p>そこは、おそらく他の委員の皆さんもどうだったっけなっていう風に多分振り返られることも多いと思うけども。そこで、事務局の方でここで改めて説明いただければいいと思いますけども。公募委員の資格ってありましたよね。</p>
事務局	<p>新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会実行委員会委員の選定に関する事務取扱要領というのがございます。その中の第3条、「公募委員の資格」ということで、公募を終了する時点において、次のいずれかに該当す</p>

	<p>るものは、公募委員となることはできないとなっております。市内に在住し、在学し、または在勤していない者。平成18年4月2日以降に生まれた者。市議会議員又は市の職員（特別職の職員で非常勤の者を除く。以下同じ）、若しくは市の職員を退職した者であって、当該退職の日の属する年度の翌年度を起算年度とし、3年度を経過していない者。国又は他の地方公共団体の議員又は職員。市民自治会議の委員。ということで規定がされております。</p>
委員	<p>わかりました。そういう規定があるならそれでいいと思います。ただ、そこがどうしても世間一般的には混同すると思うので、そこら辺フォローした方がいいのかなっていう風に思いました。</p>
会長	<p>この条例に基づいて、公開政策討論会を行っていく上での重要な執行機関としての実行委員会を立てていく。その実行委員会を構成する実行委員を選ぶための事務取扱要領なんていうのは、市民にとっては全然関係ないことなので。だから、今〇〇さんがおっしゃったように、ここで言う公募委員に関わっての市民とはどういう人ですよ、ということをよりはっきりと、できない規定でなくて、どういう人がここで望ましいかっていうことを分かりやすく表に出す必要があるということですよ。そのところはやはり今後運用上注意しなきゃいけないということです。</p>
委員	<p>今〇〇さんが言われた市民という考え方は、自治基本条例の市民と一般市民が考える市民とは大きなギャップがあるってことは確かですね。それを無理に市民としてしまったがために、色々問題があるということです。それはまあちょっと置いといて。</p> <p>立候補予定者が一人の場合でも、実行委員会を組織していかなくちゃならないです。一人になるのは結果としてなので。政策討論会はやるという前提で動いていかざるを得ないなと思います。最終的に立候補予定者が政策討論会に参加しませんって言えば、それはそのときに中止を公表することじゃないですかね。</p> <p>立候補予定者が政策討論会に参加するしないは、立候補予定者の考え方ですので、今それをここで、どうするこうすると議論したところで、実行委員会としては動かしていくしかないという風に私は思います。</p>
会長	<p>くれぐれも確認なんですけども。公開政策討論会を中止する必要はないんですよ。あくまでも実行委員会は、公開政策討論会をするための執行機関なので、そこで条件をつけて、こういう場合はやる、こういう場合はやらないっていうことを、これを任せているわけではない。</p>
委員	<p>それはわかっております。やるやらないは市役所の判断ですので、実行委員会の人はこちらになりましたがどうしますかっていうだけの話だと思います。</p>

	すので。
会 長	いや、市役所というより市民自治会議でそこを判断しているものなので。
委 員	市民自治会議で政策討論会を中止するとかやらないとかいうのは、規定はないんですよ。
会 長	市民自治会議でこの条例の運用については話し合っ、それで、実行委員会を組織してやってもらうという風になってますので、市民自治会議でやるということは決定しています。やらないということは言ってない。
委 員	そうすると、その場合には市民自治会議は臨時会議を設けるってことですか。市民自治会議は開催回数が決まってるんですよ。
会 長	諮問について云々ということとはちょっと違って。そういう話し合いを特にやる必要はないと思いますけども。事務局どうですか。今ちょっといろんなお話をされてますが。
事務局	ちょっとなんとも言えないところですけど、市民自治会議につきましては、必要があれば、当然開催をさせていただくということによろしいかと思えます。
委 員	やるやらないを決定するなんてことは、本来、諮問機関がやることじゃないですね。
会 長	だからやらないということは、そういう審議はしないということをやっています
委 員	4条に書いてあるじゃないですか。市民自治会議の意見を聞き、開催予定日、開催予定場所などを決定するって。
委 員	だから、意見を聞くのはいいけど、決定するのは市だよと。
委 員	ごめんなさい。今の話で、〇〇さんがおっしゃるのは、4条自体を削除するってことですかね。そこがわかんないんですよ。この4条について書いてらっしゃいますよね。そうすると、4条は必要ないということで、条例の見直し、改正をするべきだという考え方なんじゃないですか。
委 員	市民自治会議条例に、市長からの諮問が業務だよって書いてある。規定されてあるんですね。 ですから、全ての諮問は、市民自治会議条例で対応できるんじゃないですかってことです。ですから、改めて政策討論会条例で規定する必要はないんじゃないですかってことです。
会 長	規定する必要がないという意見も、委員の一人の意見としていいけども。しかし、規定する必要はないという風に言い切れない部分もあって。別に書いておいてもいいわけですので。そこに何か決定的な問題があるならばいけないけれども、この公開政策討論会をこれから開催し、そして施行規則に従って運用していく上で、ここの第4条、「市長は、第2条の規定によ

	<p>り、公開政策討論会を開催しようとするときは、市民自治会議の意見を聞いて、開催予定日、そして開催予定場所、その他公開政策討論会の開催に関して必要な事項を決定し、そして公表する」という非常に重要な役割を持っていますので、審議機関・協議の機関として、この条文をもって市民自治会の役割というのは非常に具体的に取るということになるんじゃないですか。</p> <p>これがないと、実行委員会が動けなくなっちゃうということになりませんか。</p>
委員	<p>私は、実行委員会に関しては、別に設置の規定があればいいと思ってます。</p> <p>本来、市民自治会議条例に政策討論会の日程等についてという項目は何もないわけですよ。この前、まちづくり集会に関しては条例から外しましたよね。ということは、全ての諮問は、市民自治会議条例でやればいいんじゃないか。</p>
委員	<p>諮問にするのかどうかというところの議論はあると思うんですけども、この規定をなぜここでしてるのかという意味でいくと、ちゃんと市民自治会議に意見を聞きなさいねっていうのを定義付けないと、市長の方から、じゃあ実行委員がそう思ったんならそのまま行けばっていう風な形になってしまいます。実行委員の方がきちっとやられてるのはもちろんなんですけども、その他から意見を聞くことなく、実行委員会の一存でどんどんどんどん話が進んでしまうっていう可能性が出てくるわけですね。</p> <p>なので、もちろん制度上諮問するとして、ここに書く必要性はないんですけども、逆に、必ず諮問というか、意見を聞くようにさせるためには、この条文がないと、それはしないっていうことも可能になってくるので。そういう解釈もできるんじゃないかなというのが私の意見です。</p>
委員	<p>私は思ってるんですよ。なんで、市民自治会議がいろんなところに全て口を出すのかっていうことですね。それぞれの条例が独立しておると、私は思ってるんですよ。政策討論会は政策討論会として規定をされているわけで。じゃあなんでその政策討論会に市民自治会議が入ってくるのか、私は非常にわからないんですよ。</p>
会長	<p>一言で言うと、それは、自治基本条例の趣旨を御理解していないからですよ。なぜ市民自治会議が、今おっしゃったようにいろんなところに口出しをするのかというと、これは市民自治、自治基本条例の実効性を確保するためというところなんですよ。</p> <p>だから、市民自治会議は、自治基本条例の前文のところにもあるし、それから目的のところにもあるんだけど、そして何よりも、基本原則があ</p>

	<p>りますよね。この間よく議論をしていた。それを実効性あるものにしていくために、監視をしたり、助言をしたり、意見を述べたり、提言をしたり。さらには、諮問があったときにはそれに応えるための研究をしたりということをしていくのが、これが役割なんです。</p> <p>ですから、新城市のまちづくりに関わる全般的なことについて、意見を求められたら述べるし、それから、条例で記されているのであれば、まずは条例に従って、きちっとやはり審議をして意見を述べるということが必要です。</p> <p>ですから、元々そのことの趣旨をお分かりにならないのであるならば、おかしいという風に言う前に、御自身の理解をしっかりとしてから意見を述べてほしい。わかりますか。非常にそのところは厳格に求めたいと思います。あまり曖昧なことを言って、みんなを惑わすようなことは言わないでほしい。曖昧なことでみんなを惑わすようなことを言うんだったら、言わないでほしいし、そもそもその資格がないという風に言わざるを得ない。黙ってなさい。そういう風に言わざるを得ない話になってきちゃったので、ここで1回整理をしたいと思います。</p> <p>それで、今回、自治基本条例を1回振り返ってもらいながら、特に14条のところですね。そして、この公開政策討論会条例並びに規則、そして運用上の要領。こういった一連のものを見ていただいて、これについて皆さんから御意見をもしいただけるようならば、これも8月末まででお願いしたいと思います。</p> <p>その上で、次回の第3回目については、この条例改正に関わる場所、ここをピックアップして、事前に皆さんの方に議論すべき内容を改めてお知らせするようにしますので。それについて意見をまとめてきていただいて、第3回目の審議をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>ここのところは、諮問に答えていく必要がありますので、いよいよ、諮問に答えるべく準備に入っていきたいと思います。</p>
--	--

3 その他

事務局	<p>それでは、次第にもありますけれども、その他のところで第12回市民まちづくり集会、それから若者議会の中間報告、令和5年度繋がる地域と若者の輪と自治チャンネルと四つあるんですけれども、もう一つ、市民自治会議条例についてもお伝えしたいと思います。</p> <p>まず、第12回市民まちづくり集会については、今日、追加資料としてお手元に配布させていただいたチラシがございます。今年度は9月23日土曜日、午後1時半から文化会館の大会議室で開催となります。テーマは「こども園から考えよう、新城の子どもの未来」となっております。実行</p>
-----	--

	<p>委員長を加藤委員に務めていただいておりますので、少し無茶ぶりになってしまいますが、一言よろしければお願いします。</p>
委員	<p>まちづくり集会実行委員長の方させていただいておりますので、よろしくお願いします。</p> <p>本年度は、こども園から考える、新城の子どもの未来ということでテーマを設定させていただきました。今年の4月に子ども基本法も施行されておりますし、その他この新城における少子化の問題であったり、こども園の問題、様々な問題がある中で、今年度はこういったテーマを議論していきこうと、集会のテーマとしていきこうという風な形で、委員会の中で決まってきました。</p> <p>今年は、今までの11回の中でちょっと毛色が違うテーマとなっております。参加者も多分女性の方が多かったりだとか、若い層の参加者が増えるんじゃないかなという風な期待を、実行委員もしておりますので、ぜひ皆様、お近くの子どもがいらっしゃる方もそうですけど、子ども全体に興味がある方に、ぜひ御参加の方を呼びかけていただけると大変ありがたいなという風に思っております。よろしくお願いします。</p>
委員	<p>こども園から考える、新城の子どもの未来。今、問題ではないけど、ちょっと話題になってる新城のこども園の再編みたいなものは、この中でも論議されるでしょうか。</p>
委員	<p>御質問ありがとうございます。</p> <p>一応、そういったことを話しましょうという作りにはしておりません。ただ、こども園を中心に、今の新城全般の子育て環境について、今一度どういった問題があるのかっていうところを意見交換であったり情報共有したいなという風に考えております。もしかしたらその中で議論が出てくるかもしれないですし、というようなところでお願いいたします。</p>
委員	<p>承知しました。ありがとうございます。</p> <p>私からちょっと情報提供というか。実は、JCの方で、若者議会が今まで提案してきた政策について検証するという例会を行いました。</p> <p>実際には、提案したものが現在どうなってるかについては議論してないです。あくまでも、提案がどうなのかということで議論をしたんですけども。そこが今どうなってるかっていうようなことも、今後必要になってくると思うんですね。そういうことによって、若者議会が提案したものが、今のまちにどう影響してるかっていうことを検証するのは大事なことで、今後もしこういうことについて、過去にも市民自治会議で若者議会のあり方について検討したことがあるんですが、またどこかでそういった検証というか、こういう風に今やってるんだよっていうようなことで、それを</p>

	<p>続けていけるような仕掛けが必要かなと思っていますので。そんなJ Cの活動がありましたので、ちょっと御報告をさせていただきます。</p>
委員	<p>先日はありがとうございました。私、新城青年会議所専務理事兼副議長をしておるもんですから、一言コメントさせていただくんですけども。</p> <p>そういった機会が今までなかなか取れなかったっていうのは事実としてありますし、私も若者議会第3期の議長もやりましたので、必要性は十分に感じておるところであります。で、こういうところも、本当は市民自治会議の仕事の一環なんだろうなと思うんですけど、皆様お忙しいというところで、そういったところをJ Cでカバーできるのであればカバーをさせていただきたいです。逆に、市民自治会議の方で、こういうことができないんだとかいうことを含めて、こういうところで困ってるんだというのがあれば、私を通じて新城青年会議所に伝えていただけると、また新しく事業等もできるのかなと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、引き続きまして、第9期若者議会の中間報告ということで、今年度は、まちづくり委員会と若者議会委員会、それから農業委員会の三つの委員会に分かれて、それぞれのテーマで政策案を検討しています。その中間報告を8月21日月曜日の午後7時から市役所4階で行います。</p> <p>続いて、令和5年度つながる地域と若者の輪ということで、資料として、これは先日送らせていただいた方に入っていましたけれども、チラシをつけております。7月16日日曜日午前10時から、市役所の東庁舎の会議室で実施しました。こちらは、市内全中学校へ募集をかけたところ、13名が参加してくれました。若者議会の委員と地域の課題に対する解決方法等について検討しました。</p> <p>続いて、自治チャンネルについてです。こちらは、新城市自治基本条例施行後10周年ということで、1年間、広報ほのかの方で、過去の10年間の歩みを振り返る記事を連載でやっております。すでに御覧いただいている方もいらっしゃるかと思いますけれども、ぜひ、御覧いただければと思います。</p> <p>そして最後、本日の追加資料の中に入れさせていただきましたけれども、市民自治会議条例の一部改正ということで、前回の市民自治会議の際にも、議会の方に図っているところなんですということでお伝えしていたかと思うんですけども、6月議会の方で可決されまして、お配りしている資料のとおり改正となりました。資料としては、議案として提出したものが表面にあって、裏面に新旧対照表があるというものになります。</p>

会 長	<p>ありがとうございました。今の話の中で一つ確認したいんですけど、(2)の若者議会の中間報告会ですけども、これは公開でやるということでもいいですか。</p>
事務局	<p>市民自治会議と同様、傍聴要領に従って傍聴していただけます。</p>
会 長	<p>わかりました。今紹介いただきました、その他の(1)から(4)までと、プラスアルファのところですけども、何か委員の皆さんからこの企画について確認したいことはございますでしょうか。</p>
委 員	<p>プラスアルファの市民自治会議条例の一部改正の件についてなんですけども、無事可決されたということでありがたいなと思っておりますが、議会であつたり、その他からどういったリアクションがあつたのか。一部では色々ごちゃごちゃ言ってるようなところも伺ってはおりますが、その辺についてどういう受け止めをされてるかっていうところを聞かせてください。</p>
事務局	<p>委員会の中では、反対する議員さんも事実いらっしゃいましたが、そもそもこの条例改正の必要性ですとか、変えてもいいじゃないかとか、そういった条例自体の話についても色々御意見いただいた経緯はございます。ただ、総意として、皆さん賛成していただけたということでございます。</p>
委 員	<p>前回、市民会議条例の改正というところで、昨年、議論もたくさん行ってきましたけども、またこれで、5年後、10年後どうするんだっていう話が出るかと思imasので、そういったところの御意見は真摯に受け止めるべき点もあると思imasので、そういった場合に、きちんとこういった議論であつたり意見が委員会等で出てますよっていうデータはきちんと保存をして、必要なときに出せるようにしていただけるとありがたいなという風に思imas。私からは以上です。</p>
事務局	<p>はい。委員会の方の議事録は公開いされているかと思imasので、ちょっと1度こちらも確認させていただいて、必要があれば、この場でお示ししたいと思imas。</p>
会 長	<p>市民まちづくり集会というこの文言を市民自治会議条例のところから省くということ。これはむしろ積極的意味合いで提案したことでもあつたんですけども、どんな意見があつたのか、ちょっと知りたいところでもあるので、また、手続きに従って公開できるものについては紹介いただきたいと思imas。多分他の委員の皆さんも同じような御意見もあるかと思imasので。ありがとうございます。</p> <p>はい、それでは、本日ちょっとバタバタして御迷惑をおかけしましたけれども、第3回目、いよいよ条例改正に関わる部分について議論を深めていくこととなります。また必要な情報というか、検討いただく資料を事前</p>

	<p>にお届けをしますので、また御検討いただければと思います。もしお時間があるようでしたら、松下啓一さん、自治基本条例の検討の際に大変お世話になった先生と、それから田村さん、それから前市長の穂積さんと、「選挙はまちづくり」という本を作りました。2020年だったかな。もう随分時間が経っていますけども、改めて自治基本条例に基づいて、この公開政策条例に込めた思いとか考え方について、ここに集約してありますので、時間があつたらまたお目通しいただければと思います。</p> <p>そういうことで、よろしく願いいたします。</p>
--	--

- ・ 第3回新城市市民自治会議
日時：令和5年10月6日（金）午後6時30分から
場所：市役所本庁舎4階会議室

閉会